

## 台湾民法改正の最新動向（1）

# 比較法と台湾民法（債編）の改正

詹 森 林\*  
朱 曄\*\* (訳)

### 一. 比較法の機能

比較法の機能は、民法を例にすれば、以下の4つに分けることができるのであろう。(1)各国の民法の類似点と相違点を発見、解釈し、評価を行うことである<sup>1)</sup>。(2)ある国の民法の全部または一部が他国に受け入れられること、いわゆる「法律の継受」(legal reception)または「法律の移植」(legal transplantation)を促進することである<sup>2)</sup>。(3)各国の民法を統合し、共通の理論基盤(ius commune)を見出し<sup>3)</sup>、さらには国を超えて適用できる地域の民法(supranational civil code)を制定することである<sup>4)</sup>。(4)ある国の言語を理解できない学者がその国の民法をも理解できるようにサポートすることである<sup>5)</sup>。

### 二. 比較法と中華民国民法の制定

中華民国民法は、総則、債、物権、親族、相続の5つの編から構成されており、総則編は1929年10月10日に施行され、債編および物権編は、1930年5月5日に施行され、さらに、親族編と相続編は1931年5月5日に施行

---

\* セン・シンリン 台湾司法院大法官 台湾大学法律学院兼任教授

\*\* シュ・ヨウ 静岡大学グローバル共創科学部教授

されている。

1896年の日本民法と同様に<sup>6)</sup>、1930年代の中華民国民法も比較法による法律移植の産物である<sup>7)</sup>。その際に、1900年のドイツ民法、1912年のスイス債務法および1896年の日本民法の影響を最も強く受けている。本稿は、民法債編に限定して説明を行う予定である。

## 1. ドイツ民法

1900年1月1日に施行したドイツ民法債務法 (Schuldrecht des BGB) は、1930年中華民国民法債編にとっては最も重要な立法見本である。つまり、中華民国民法債編規定の多くは、1900年ドイツ民法から同様のまたは非常に類似する規定を発見することができる。

## 2. スイス債務法

1912年に施行されたスイス債務法も、1930年中華民国民法債編の重要な参照例である。

まず、ドイツは「民商分離」を採用しており、民法 (BGB) に加えて商法 (HGB) も存在する。これに対し、スイスは「民商統合」の方式を採用しており、取次 (Kommission)<sup>8)</sup>、運送 (Frachtvertrag)<sup>9)</sup>、支配人 (Prokurist)<sup>10)</sup>、寄託・倉庫 (Hinterlegungsvertrag) 契約<sup>11)</sup>などの商業行為についても、債務法により規定されている。1930年代の中華民国の立法者は、「いわゆる商法は民法を補足するものにすぎない」、「いわゆる商行為は商人の独自のものではない。また、商行為と非商行為との区別は、学説上明白となっているが、事実を踏まえると、必ずしもそうではない」、「わが国の商人は従来特殊な地位を有しておらず、強制的に区分するのは間違いである」などの考慮から、スイス債務法を参照して独立の商法典を制定せずに、民法において商事取引も規定した<sup>12)</sup>。

つぎに、中華民国民法債編の条文は、総則と各論に分けることができ、総則では、「債の発生」、「債の目的」、「債の効力」、「複数の債務者と債権

者」、「債の移転」、「債の消滅」について定めており、各論には、「売買」、「贈与」、「保証」などの伝統的な契約が規定されている。上記規範の体系は、スイスの債務法をモデルにしており、ドイツ法との関連性が少ない。

さらに、「不当利得」および「不法行為」という2つの法定債権を巡っては、ドイツ民法債編においては「各種の債務」(Einzelne Schuldverhältnisse)の部分で定められている<sup>13)</sup>のに対し、スイス債務法においては、「通則」(Allgemeine Bestimmungen)「債の発生」(Die Entstehung der Obligationen)で規定されている<sup>14)</sup>。中華民国民法の債編は、スイス債務法に従い、「通則」の「債の発生」で規定している<sup>15)</sup>。

### 3. 日本民法

1930年の中華民国民法の債編は、その最初のバージョンは、清王朝時代の1911年に完成した「大清民律草案」であった。清王朝政府は日本人学者である松岡義正を法律顧問として招聘していたため、松岡義正は「大清民律草案」の総則、債編、物権編の草案編纂作業に参加した。したがって、1930年の中華民国民法債編には、1896年の日本民法を模倣した規定が存在する。債権者代位権（日本民法第423条、中華民国民法第242条、第243条）と取消権（日本民法第424条、中華民国民法第244条、第245条）が最も典型的な例である<sup>16)</sup>。

中華民国民法の債編への日本民法の影響は、条文の継承のみならず、学説および判例においても見受けられる。

1960年代後半まで、史尚寛を除き<sup>17)</sup>、すべての民法学者はドイツに留学した経験を有しておらず<sup>18)</sup>、その一部は日本に留学し、日本語も堪能であった。そのため、1970年代以前、日本民法の学説は、台湾の民法債編の規定を解釈する際の重要な参考資料となった<sup>19)</sup>。我妻栄の1933年に出版した『中華民国民法 債権総則』という著書は、必要不可欠な参考文献である。

日本の学説は、台湾の裁判所の判決においてもしばしば重要な役割を果

たしている。つまり、裁判官が民法の難題に直面した場合、民法学者の著作を参照することが多いため、台湾の民法学者が日本の学説を引用すると、これは日本の学説が台湾の裁判所の判決に間接的に影響を与えることを意味する<sup>20)</sup>。

例えば、1988年11月1日、台湾の最高法院は、民事法廷の会議を開催し、「債務不履行の損害賠償請求権」と「不法行為の損害賠償権」は「法規定の競合」なのか、「請求権の競合」なのかをめぐって、民事法廷の全員の裁判官による投票を行った。激しい議論の末、松本烝治、川島武宜、加藤一郎、石田文次郎、中川善之助、鳩山秀夫、我妻栄、戒能通孝、加藤正治、横田秀雄などの学者の見解および日本大審院明治45年3月23日の判決を参照し、「請求権の競合」とする決議が出された<sup>21)</sup>。

### 三. 比較法と台湾民法債編第1回の改正

1976年10月から1995年7月までの約19年間、法務省は学者と裁判官を招集し、民法研究改正委員会を結成し、民法債編の改正作業を行った。改正案は1999年4月21日に公布され、民法債編施行70周年を記念するために2000年5月5日に施行された。

本民法債編改正、その内容は多岐にわたるが、ここでは、比較法に関連し、かつ紹介に値するもののみを取り上げる<sup>22)</sup>。

#### 1. 懸賞広告契約(日本法の影響を受けた内容)

1930年当時、民法典の債編第164条は、懸賞広告について規定し、その性質を単独行為または契約とされていた。これをめぐって、学説は分かれ、ドイツに留学した学者が、ドイツ民法第657条の立法理由を参考に「単独行為説」を主張したのに対し<sup>23)</sup>、日本に留学した学者は、日本の通説を参照し「契約説」を採用すべきとした<sup>24)</sup>。結果的に、第164条の内容は契約と見直され、その立法の理由においても、懸賞広告は単独行為では

なく、契約であることを明示した。

## 2. 他人を保護する法律に違反する不法行為は、独立した類型の不法行為である（ドイツ法の影響を受けた内容）

1930年民法典第184条第2項は、「他人を保護する法律に違反した者は、過失があると推定される」と規定している。一部の学者は、この規定は単なる「立証責任の転換」を意味するにすぎないと考えている。これに対し、通説はドイツ民法第823条第2項を参照に、これは「独立した類型の不法行為」であると理解している<sup>25)</sup>。2000年の改正では、ドイツ法の考えを受け入れ、本規定を独立した類型の不法行為に改めた。

## 3. 契約締結上の過失責任と積極的契約侵害（ドイツ法の影響を受けた内容）

1970年代以来、台湾の学説は、ドイツ法における「契約締結上の過失」(culpa in contrahendo)<sup>26)</sup>および「積極的契約侵害」(positive Vertragsverletzung)について広範な議論を行った<sup>27)</sup>。2000年の改正では、学説を明文化し、第245条の1および第227条で規定されるようになった。

## 4. 顕著に公平を欠く約款の無効（ドイツ法の影響を受けた内容）

1930年民法債編には約款に関する明確な規定が設けられていなかったが、1980年代以降、一部の学者は、ドイツ法を参照して債編の内容を修正すべきであるとしていた<sup>28)</sup>。そこで、1977年4月1日にドイツで施行された一般契約条項を規制する法律(AGBG)を参照して、2000年に行われた法改正では、第247条の1条を新たに設け、「顕著に公平を欠く約款は無効となる」と定めた。

## 5. 新しいタイプの契約（日本法とドイツ法の影響を受けた内容）

1930年民法債編で定められた契約の類型を補完するために、2000年の改

正では、「優等懸賞広告」(第165条の1以下)、「旅行契約」(第514条の1以下)、「人的保証契約」(第756条の1以下)が新設された。改正の理由として次のような説明が行われた。①「優等懸賞広告」は日本民法第532条およびドイツ民法第661条を参照し、②「旅行契約」はドイツ民法第651条a以下の規定を参考にし、③「人的保証契約」は日本における「身分保証に関する法律」を参考にした。

#### 四. 比較法と台湾民法債編第2回の改正

2017年4月、台湾の法務部は、ドイツ、日本、フランス、米国に留学した経験を有する学者、最高裁判所および高等裁判所の裁判官、弁護士を招集して、民法改正研究グループを結成し、第2回の債編の改正作業をスタートさせた。2000年の改正から17年しか経っていなかったにもかかわらず、2回目の改正を試みる理由は次の通りである。

##### 1. 改正の理由

台湾民法債編の2回目の改正は、2002年のドイツの債務法の近代化(Modernisierung des Schuldrechts)、国際契約法の動向および2017年の日本民法改正と密接に関わっている。つまり、この第2回の改正においては、比較法が依然として重要な役割を果たしていると言えよう。

##### (1) ドイツ2002年の債務法の近代化

1970年代後半以降、ドイツ法務省は、同国の1900年の債務法の改正に着手し始めた。1990年代、ドイツは、「消費者売買指令」<sup>29)</sup>や「不公正契約条項指令」<sup>30)</sup>などのEU消費者保護指令の一部を国内法に変換させるという課題に直面していた。ドイツ法務省と連邦議会は、ドイツ民法学者の全面的な支援を受けながら、指令の定められた期限前に「壮大な改革案」(große Lösung)を採択し、ドイツ民法の債編を大幅に修正し、その結果、

「現代化債務法」(Schuldrechtsmodernisierungsgesetz)は、2002年1月1日に施行された<sup>31)</sup>。2002年に行われた債務法の近代化は、1900年旧民法が規定する消滅時効、履行障碍、売買目的物の瑕疵担保責任、請負契約成果物の瑕疵担保責任などの規定について抜本的な改正を行った。

台湾民法債編は、ドイツの1900年民法の内容をも継承しているため、2002年ドイツ「現代化債務法」が施行された後、それに連動して改正すべきか否かを検討する必要性が生じた。

## (2) 国際契約法の動向

本稿で言う「国際契約法」とは、国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)、ヨーロッパ契約法原則(PECL)、ユニドロワ国際商事契約原則(UNIDROIT PICC)、およびヨーロッパ私法に関するモデル準則(DCFR)を指す。

### a) C I S G

1980年のCISGは、契約当事者が契約またはCISGの定める義務に違反した際に、英米法的な救済アプローチ(Remedies for Breach of Contract)モデルを採用しており、買主と売主に給付、解除および損害賠償などを請求する権利を与えた(CISG第45条および第61条)。CISGは、署名国の商人が締結した越境商品(コンピューターソフトウェアを含む動産)の売買契約のみを規制することができるが、CISGが明示した法的原则と規範モデルは、一部の国が自国の契約法条項を改正する場合に参照されるに止まらず、PECLとPICCの内容にも影響を与えている。

2002年のドイツの「現代化債務法」は、契約違反の救済に関するCISGの条項を参照し、1900年の民法の債務履行障碍(Leistungsstörung)システムを再構築し、「債務者の帰責事由による履行不能」(vom Schuldner zu vertretende Unmöglichkeit)を見直した上で<sup>32)</sup>、「義務違反」(Pflichtverletzung)を軸に、債務者の損害賠償責任(Schadensersatz wegen Pflichtverletzung)を展開し、「債務者が債務関係から生じる義務に違反した場合、債権者は、

それによって生じた損害の賠償を請求することができる、但し、債務者の義務違反は、その責に帰すべき事由がない場合は、この限りでない」と規定している<sup>33)</sup>。

b) PECL

周知のように、デンマークの学者であるランドー、オーレ教授の提案により、英国、ドイツ、フランス、オランダなどを含む多くの国の学者は、ヨーロッパ諸国の契約法条文、判例および学説を詳細に検討した後<sup>34)</sup>、ヨーロッパ契約法原則を提案した。本原則は、ヨーロッパの多くの民法学者の間での激しい議論を引き起こしたのみならず<sup>35)</sup>、2002年のドイツ債務法の現代化にも少なからぬ影響を与えた<sup>36)</sup>。

c) PICC

1994年に「私法統一国際協会(ユニドロワ/Unidroit)」が公布した国際商事契約原則(PICC)は、国際法の意味での条約または協定ではない。しかし、PICCにより、契約当事者が準拠法として選択し、異なる国の契約法を適用することから生じる増加したコストを減らすことができる<sup>37)</sup>。また、本原則は、国内契約法の解釈または補足のために参考例を提供しており、さらに、さまざまな国の立法者が国内法を制定または改正する際のモデルとしても役割を果たしている<sup>38)</sup>。

d) DCFR

PECL 公布後、ヨーロッパの一部の民法学者が結集し、「欧州民法典」(European Civil Code)の制定をめぐる真剣に議論し始めた。2009年に「欧州民法典研究会」(Study Group on a European Civil Code/SGECC)<sup>39)</sup>と「欧州現行 EC 私法研究会」(European Research Group on Existing EC Private Law /Acquis Group)が提案した「ヨーロッパ私法に関するモデル準則」<sup>40)</sup>について、その契約の履行(performance)および不履行の救済(remedies for non-performance)に関する内容は、大陸法と英米法系の制度を統合した特色を有しており、比較法的な示唆に富む<sup>41)</sup>。

### (3) 日本の2017年民法改正

日本は2017年に民法の改正案を公布し、時効、債務不履行による損害賠償、契約の解除などを中心に改正を行った。この改正は、1896年の法施行以来最大の改正であるだけでなく、国際的な潮流に合致した特徴も見受けられる<sup>42)</sup>。

前述のように、日本民法は、台湾民法の債編の制定および解釈に多大な影響を与えており、したがって、日本における法改正は、当然のことながら台湾民法債編改正をめぐる議論の契機になった。

## 2. 改正の主旨

前述のドイツと日本における債権法の改正、および国際契約法への合流の必要性を考慮して<sup>43)</sup>、台湾民法債編の第2回改正は、主に消滅時効、債務不履行および瑕疵担保責任に焦点を当てている。

消滅時効の部分については、国内学者や裁判所による現行規定に対する批判を総括し、次のような改正を試みている。① 現行の一般消滅時効の15年を3年または5年に短縮する。② 故意に人を死亡させた不法行為については、その消滅時効を20年または30年に延長する。③ 「時効中止」の規定を新たに追加する。

債務不履行(債編総則)の部分については、国内学者や裁判所による現行規定に対する批判を総括し、2002年ドイツ「現代化債務法」施行後のメリット・デメリットを踏まえつつ、次のような改正を試みている。① 現行法第246条、即ち「当初から客観的に履行不能の契約は無効である」という規定を削除する。② 「義務違反」をすべての債務不履行の上位概念とする内容を新設し、履行期前に違約した債務者(anticipatory breach of contract)も違約責任を負うとする内容を新たに設ける<sup>44)</sup>。③ 「契約解除」に関する規範体系を刷新する<sup>45)</sup>。

瑕疵担保責任(債編各論)の部分については、国内学者や裁判所による現行規定に対する批判を総括し、現行規定の再調整を行う。その結果、各

論（売買、請負契約）における瑕疵担保に関する内容と総則における債務不履行は、同様な規範的効果をもたらす。

### 3. 最新の成果について

台湾民法債編の2回目の改正作業をめぐっては、2022年10月現在、消滅時効および債務不履行の改正案がすでに完成した。消滅時効に関する内容は、近日中に公表され、各界の意見を募る予定である。債務不履行の部分については、内部において全体的な検証を行った後、公表する計画である。その後、瑕疵担保責任の改正作業に着手する予定である。

## 五. 結 論

比較法は法律の継受の機能を有しており、台湾民法債編の制定および改正をみると、比較法のこうした機能は顕著に表れていると言えよう。ドイツ民法、スイス債務法、日本民法は、台湾民法債編の改正にとって極めて重要な参考となっており、また、近時国際契約法も債権編の発展に影響を及ぼしている。したがって、台湾の立法者、裁判官および学者は、ドイツ、スイスおよび日本の裁判官、学者に感謝しなければならない<sup>46)</sup>。台湾の民法学者は、今後も引き続き日本民法を含めた比較法の研究に力を注ぐべきである。

台湾民法債編の2度目の重要な改正が行われているさなかに、本日の国際学術シンポジウムを主催してくださった立命館大学国際地域研究所に感謝を申し上げますとともに、この場をお借りして、先生方および来賓の皆様にも簡単な報告をさせていただき、忌憚のないご指摘をいただければ幸いです。

1) Zweigert/Kötz, Einführung in die Rechtsvergleichung, 3. Aufl., 1996. 本書は、ヨーロッパ法、英米法、日本法および中国法の要旨を簡略に紹介しているほか、契約、不法行

為、不当利得を焦点に、ドイツ法、フランス法、イギリス法の相違について詳細な解析を行っている。

- 2) Chen-Whishart, *Legal Transplant of Undue Influence: Lost in Translation or a Working Misunderstanding?*, (2013) 62 *International Comparative Law Quarterly* 1-30.
- 3) ヨーロッパ契約法については Beale/Hartkmap/Kötz/Tallon (eds.), *Cases, Materials and Text on Contract Law*, 5th ed., 2022; Kötz, *European Contract Law*, Translated by Mertrens & Weir, 2<sup>nd</sup> ed., 2017 を参照。ヨーロッパ不法行為法については、von Bar, *Gemeineuropäisches Deliktsrecht*, Bd I 1996, Bd II 1999; van Gerven/Lever/Larouche (eds.), *Cases, Materials and Text on National, Supranational and International Tort Law*, 2000 を参照。アジア契約法については、Chen-Whishart/Vogenauer (eds.), *Studies in the Contract Laws of Asia*, Vol 1, 2016; Vol 2, 2018; Vol 3, 2020; Vol 4 2022, Vol. 5 forthcoming, を参照。
- 4) Hartkamp/Hesselink/Hondius/Joustra/du Perron (eds.), *Towards a European Civil*, 1994; 2<sup>nd</sup> ed., 1998; 3<sup>rd</sup> ed., 2004; 4<sup>th</sup> ed., 2010; Collins, *The European Civil Code*, 2008.
- 5) 例えば、Markesinis/Johnston/Unberath, *German Law of Contract: A Comparative Treatise*, 2<sup>nd</sup> ed., 2006; Markesinis/Bell/Janssen, *Markesinis's German Law of Torts*, 5th ed., 2019; Spickhoff, *Grundlagen des Japanischen Deliktsrechts*, Gastvortrag am 24.06.1997 an der Universität Jena; Rowan, *Remedies for Breach of Contract, A Comparative Analysis of the Protection of Performance*, 2012; Rowan, *The New French Law of Contract*, 2022.
- 6) Kitagawa, *Drei Entwicklungsphasen im japanischen Zivilrecht*, in: Coing (Hg.), *Die Japanisierung des westlichen Rechts*, 1990, S. 125ff.; Schröder/Morinaga, *Zum Einfluß des BGB auf das japanische Zivilrecht*, in: Berger (Hrsg.), *Rechtstransfer durch Zivilgesetzbücher*, 2005, S. 38ff.; Nakata, *Das japanische Vertragsrecht unter dem Einfluß des europäischen und des deutschen Privatrechts*, *ZjapanR*, Bd. 12 Nr. 24 (2007), S. 161ff.; Wendehorst, *Rezeption deutschen Zivilrechts - Was bleibt übrig im 21. Jahrhundert?*, in: Jehle/Lipp/Yamanaka (Hg.), *Rezeption und Reform im japanischen und deutschen Recht, Doytts法と日本法における継受と改革, Zweites Rechtswissenschaftliches Symposium Göttingen - Kansai*, 2008, S. 19ff.
- 7) Wang, *Die Aufnahmen des europäischen Rechts in China*, *AcP* 166 (1966), S. 343ff.; Shao, *Die Rezeption des deutschen Zivilrechts im alten China*, *JZ* 1999, S. 80ff.
- 8) スイス債務法第425条～439条。
- 9) スイス債務法第440条～457条。
- 10) スイス債務法第458条～465条。
- 11) スイス債務法第472条～491条。
- 12) 胡長清『中國民法債篇總論』(1964年6月)4-5頁。
- 13) ドイツ民法債編第8章(各種の債)第812条～第822条は不当利得について、第823条～853条は不法行為について規定している。
- 14) スイス債務法第1章(通則)第1節(債の発生)第42条～61条は不法行為について、第

台湾民法改正の最新動向 (1)  
比較法と台湾民法(債編)の改正 (詹)

62条～67条は不当利得について規定している。

- 15) 中華民國民法債編第1章「通則」第1節「債の発生」第179～183条は不当利得について、第184条～198条は不法行為について規定している。しかし、事務管理については、ドイツ民法及びスイス債務法が「各種の債」において定めているのに対し、中華民國民法債編では、「通則」の「債の発生」(第172条～178条)で定めている。
- 16) 史尚寛『債法總論』(1975年)444頁および456頁。
- 17) 史尚寛教授は、東京大学、ベルリン大学、パリ大学に留学し、『民法總論』、『債法總論』、『債法各論』、『物權法論』、『親屬法論』、『繼承法論』などの書籍の執筆を行い、民法学説を創設し、範とされる学者である。
- 18) 台湾大學法律系主任であった梅仲協教授はパリ大学の法学修士号を取得しているが、名作である『民法要義』という教科書では、フランスの学説ではなく、ドイツの文献が頻繁に参考されている。
- 19) 鄭玉波教授(京都大学卒)が執筆の『民法債編總論』(1962年出版、明治大学留学経験者である胡長清教授の『中國民法債篇總論』は、日本の学説を頻繁に引用している。
- 20) 孫森焱先生は、台湾の重要な民法学者であり、最高法院の庭長、司法院大法官を務めていた。孫大法官は日本語に精通しており、その『民法債編總論』は、日本の学説および判例を多く引用し、台湾の裁判官にとって重要な参考資料となっている。また、劉春堂、邱聰智等教授の民法債編總論および各論の教科書も日本学者の見解を頻繁に引用している。
- 21) 台湾最高法院1988年11月1日第19次民事庭會議決議(二)。
- 22) 2000年の台湾民法債編改正の際に、1930年民法の旧条文および学説、判決について検討を行った。
- 23) 王澤鑑「懸賞廣告法律性質之再檢討」『民法学説與判例研究(二)』(1979年6月)63頁。
- 24) 鄭玉波『民法債編總論』(1962年6月)62頁。
- 25) 王澤鑑「違反保護他人法律之侵權責任」『民法学説與判例研究(二)』(1979年6月)185頁。
- 26) 王澤鑑「締約上之過失」『民法学説與判例研究』(1975年)77頁。劉春堂「締約上過失之研究」台湾大學1983年法學博士論文。陳洗岳、「『中斷交渉』與締約上過失責任的序論研究」法学叢刊(1999年10月)104頁。
- 27) 史尚寛『債法總論』(1975年)397頁。王澤鑑「完全給付之基本理論與判例研究」法学叢刊(1979年6月)56頁。詹森林「物之瑕疵擔保、不完全給付與買賣價金之同時履行抗辯」萬國法律(1988年12月)30頁。
- 28) 劉宗榮「免責約款之研究」台湾大學法律研究所博士論文、1985年6月。
- 29) 1999/44 EC of the European Consumer Sales Directive.
- 30) Unfair Contract Terms Directive (93/13/EEC).
- 31) Zimmermann, The New German Law of Obligations, Historical and Comparative Perspectives, 2005, pp. 1.
- 32) 1900年ドイツ民法第280条、第325条。
- 33) 2002年ドイツ民法第280条第1項。
- 34) Zimmermann/Whittaker (eds.), Good faith in European contract law, 2000; Rutgers/

- Sirena (eds.), Rules and principles in European contract law, 2012.
- 35) Lando/Beale (eds), Principles of European Contract Law, Parts I and II, prepared by the Commission on European Contract Law, 2000.
  - 36) Zimmermann (fn. 31), pp. 66 (Termination), 75 (Other Remedies for Non-Performance), 122 (Prescription).
  - 37) Vogenauer, in: Vogenauer/Kleinheitsterkamp (eds.), Commentary on the Unidroit Principles of International Commercial Contracts (PICC), 2009, Introduction, para 3
  - 38) Michaels, in: Vogenauer/Kleinheitsterkamp, (fn. 37), Preamble, para 111-117, 129-139.  
陳自強「國際商事契約通則在契約法源之地位」『整合中之契約法』(2011年5月) 237-279頁。
  - 39) [https://max-eup2012.mpipriv.de/index.php/Study\\_Group\\_on\\_a\\_European\\_Civil\\_Code](https://max-eup2012.mpipriv.de/index.php/Study_Group_on_a_European_Civil_Code)
  - 40) [https://www.trans-lex.org/400725/\\_/outline-edition-/](https://www.trans-lex.org/400725/_/outline-edition-/)
  - 41) 陳自強「歐洲契約法發展之新動向」『整合中之契約法』(2011年5月) 223頁。向明恩「歐洲債務不履行類型與效力之統合—以學術版之共同參考架構草案(DCFR)為藍本」、月旦民商法雜誌(2010年9月) 5-20頁。
  - 42) 劉士国、牟憲魁、楊瑞賀訳、序：日本民法的新修改及其與中國民法典編纂的比較『日本民法典2017年大改革』(2018年3月) 20頁。
  - 43) 2016年に改正されたフランス民法に関連する内容が存在するならば、中華民國民法債編の第2次改正の参考の対象となる。
  - 44) 詳細は、本シンポジウム報告者である陳聰富教授の説明内容を参照。
  - 45) 詳細は、本シンポジウム報告者である陳沈岳教授の説明内容を参照。
  - 46) 故京都大学潮見佳男教授は、2017年9月25日から27日まで、台湾の法官学院において日本民法債権編2017年の改正について、理論および実務を踏まえて素晴らしい講義を行い、台湾の裁判官に多くの示唆を与えて、質疑応答では大変有益な討論が行われた。<https://tpi.judicial.gov.tw/tw/lp-6284-041-6-20.html> を参照。しかしながら、潮見教授は2022年8月に急逝された。本稿を借り、感謝および哀悼の意を表させていただきます。